

研究倫理規程

制定令和4年9月30日

(目的)

第1条 本規程は、公益社団法人非営利法人研究学会（以下、「本学会」という。）の学術研究の公正性と信頼性を確保することを目的として、本学会の研究活動に関わる会員が依拠すべき事項を定めるものとする。

(基本姿勢)

第2条 会員は、専門家としての社会的責任を自覚し、研究活動および本学会の事業に係る全ての活動において、誠実かつ公正であることに努めるものとする。

(基本的人権の配慮)

第3条 会員は、研究の実施、研究成果の発表および公開において、常に基本的人権に配慮しなければならない。

(不正行為の禁止)

第4条 会員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用、二重投稿をしてはならない。
2 会員は、他者の知的成果、知的財産権、著作権を侵害してはならない。

(研究データの扱いと管理)

第5条 会員は、情報提供者から研究データの提供を受ける場合は、そのデータの取扱いに注意し、適切に管理するものとし、研究成果の公表後一定の期間、保存しなければならない。

(研究データの利用)

第6条 会員は、アンケートや実験等のように、研究データを他者の協力により入手する場合には、その対象者に対して、その研究目的や入手データの利用や管理等に関して十分な説明を行い、了解を得なければならない。

(個人情報の保護)

第7条 会員は、研究の過程で収集した個人情報の保護に努め、法令に基づき適切に取り扱うものとする。

(所属機関の研究倫理に関する規程等の遵守)

第8条 会員は、所属機関において研究倫理に関する定め等が設けられている場合には、それを遵守したうえで、研究活動をおこなわなければならない。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、令和4年9月30日から施行する。